

令和元年度除雪作業実施要領

- 1 除雪作業は役場の出勤命令のほか、除雪する路線の積雪が約15cm以上で交通に支障がある場合に除雪機械を出勤させること。また、降雪のない時に各地区区長より要請があった場合は、役場へ連絡し指示を受けた上作業を行うこと。除雪路線以外で各地区区長から要請があった場合も同様とする。出勤時間は路線により異なるが、通学・通勤並びにバスの運行に支障にならないよう行うこと。
- 2 除雪作業中における指示は、役場監督員及び各地区協力員(区長)の指示により作業を行うこと。
- 3 除雪機械は晴天・雨天にかかわらず前照灯を点けて作業し、「除雪作業中」の看板を取り付けること。また、通行者には十分注意して事故のないようにすること。
- 4 除雪作業中、タクシー・バスは優先して通すようにし、客足にあまり支障のないようにすること。
- 5 除雪受託者は、除雪作業を実施した場合には当日の17時までにタスクメーター(タコメーター)のコピーをFAX等により役場に送る。やむを得ない場合は翌日の9時までとするものとし、完了届け、別に定めた様式による作業日報及びタスクメーター(タコメーター)用紙は毎月7日までに委託料請求書とともに役場に提出するものとする。また、タスクメーターの用紙の提出には必ずタコが打ってある箇所に路線名等を記入すること。なお、作業写真は路線毎に撮影し、1月に提出すること。(雪寒路線については別途指示による)
個人除雪の時間は必ず控除すること
- 6 無登録機械はナンバーを申請して、ナンバーと緊急自動車回転灯を取り付けること。また保険に必ず加入すること。
- 7 運転者は法令に定められた免許所有者に限ること。また、助手をつけること。
- 8 除雪機械には赤旗・発煙筒・ランプを用意しておくこと。
- 9 装軌車両が踏切を通過する場合は、鉄道軌道に損傷を与えないよう敷板等を敷いて通過すること。
- 10 除雪作業の実施にあたっては、効率的な除雪を心がけるとともに道路施設及び道路付属物(ガードレール・縁石[路側構造物]・カーブミラー等)及び路側を破損しないようにすること。万が一破損した場合には業者負担で必ず早期に補修を行うこと。

- 11 除雪により破損する恐れのある場所については、区長と打合せのうえ村から支給した竹ポール等により必ず保護を行うこと。竹ポールの設置はしっかり固定すること。定期的な路線パトロールを実施し、倒れたり折れてしまった場合は早急に設置し直すこと。
- 12 除雪機械を作業現場に運搬する場合には舗装面を損傷しないように注意すること。
- 13 近年、家屋の密集により雪捨場の確保が困難になっているため、区長と打合せのうえ確保を行っておくこと。場合によっては排雪のための除雪車の出動もやむを得ないが、その場合は必ず役場に連絡して指示を受けたうえ行うこと。
- 14 各路線毎に機械名と運転者を表にし、役場へ提出すること。また、個人の除雪を行う場合はどこをどの程度実施するのか表で提出すること。
- 15 除雪シーズン終了後は雪捨場の砂利・ゴミ等を除去すること。(必要に応じてシート等で養生をすること)
- 16 この要領に従わず作業を行い、住民等から苦情の多い場合には、翌年度の入札参加資格を与えないことがある。

除雪運転者・助手の心得

1 運転手の心得

- 1) 日常生活は節度をもって過ごし、自分の体の具合が悪いときは十分に休養をとって回復に努めること。
- 2) 作業は深夜及び早朝に行うことが多いので、昼間 作業が一区切りついたら休養をとるよう心がけること。
- 3) 作業関係者はお互いに意思の疎通を図り、連絡を密にすること。
- 4) 作業中においても第三者には出来る限り迷惑を及ぼさぬように注意すること。

2 作業上の注意

- 1) 機械は常に点検整備を十分に行い、具合の悪い箇所は早急に修理すること。
- 2) 機械の無理な使用は避け、故障の起こさないようにすること。
- 3) 走行中は十分に安全を確かめ、事故の防止に心がけること。
- 4) 路側の家屋・工作物・公共施設・消火栓等及び道路の路側構造物・舗装区間には注意し、破損のないようにすること。もし、これらを破損した場合は直ちにその状況を役場に報告し、指示を受けること。
- 5) 除雪は交通の確保が目的なので、朝の通学・通勤の時間(概ね7時00分まで)に支障のないよう、早朝の出勤を常に準備しておくこと。
- 6) 役場との連絡を密にして、必要に応じて状況を報告すること。なお、出勤区域は会社または宿泊所で分かるようにしておくこと。